

名古屋大学環境医学研究所個人情報保護内規

制 定 平成17年10月28日
最終改正 令和5年7月21日

(目的)

第1条 名古屋大学環境医学研究所（以下「研究所」という。）における個人情報の取扱いに関しては、東海国立大学機構個人情報保護規程（令和4年度機構規程第24号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(保護管理者)

第2条 研究所の事務部における保護管理者は、規程第5条の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、研究所の管理・運営、教育及び研究に係る個人情報のうち、研究所の教員が保有する場合の保護管理者については、別表第1に掲げるとおりとする。

(保護担当者)

第3条 保護管理者が指定する保護担当者は、別表第2に掲げるとおりとする。

(取扱い制限)

第4条 個人情報を取り扱う権限を有する職員は、別表第3に掲げるとおりとする。

(ヒトゲノム・ヒトに関する研究に係る保護管理者等)

第5条 名古屋大学環境医学研究所「ヒトゲノム・ヒトに関する研究」に関する内規に基づく当該研究に係る保護管理者等の取扱いについては、前3条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(委員会)

第6条 研究所における個人情報の管理に係る必要な事項の決定、連絡・調整等を行うため、名古屋大学環境医学研究所個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 保護管理者
- 三 保護担当者
- 四 その他研究所長が必要と認めた者

3 委員会に、委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(報告及び必要な措置)

第7条 保護管理者は、総括保護管理者に対して、規程第5条第4項又は規程第45条第3項に基づく報告を別記様式第1号又は別記様式第2号により行うとともに、同様の報告を研究所長に行うものとする。

2 研究所長は、前項の規定に基づく報告を受け、必要があると認めたときは、委員会の議を経て、研究所として個人情報を適切に管理するために必要な措置を講ずるものとする。

(承認事項)

第8条 職員は、次に掲げる場合には、委員会の議を経て、研究所長の承認を得なければならない。

- 一 個人情報を取得する業務を新たに実施するとき。
- 二 個人情報の利用目的を変更するとき。
- 三 個人情報の内容に誤り等を発見し、訂正等を行うとき。
- 四 個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するとき。
- 五 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するとき。

2 研究所長は、前項各号の事案について認否を判断するときには、当該事案を総括保護管理者に報告し、その指示を受けるものとする。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、研究所における個人情報の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究所長が定める。

附 則

この内規は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年7月21日から施行する。

別表第1（第2条第2項関係）

個人情報の名称又は個人情報ファイル名	部署（研究部門、分野等）	保護管理者（職名、氏名）
(管理・運営関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	各研究部門、分野等	副所長（職指定）
(教育関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	各研究部門、分野等	副所長（職指定）
(研究関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	各研究部門、分野等	副所長（職指定）

別表第2（第3条関係）

個人情報の名称又は個人情報ファイル名	保護管理者（職名、氏名）	保護担当者（職名、氏名）
(管理・運営関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	副所長（職指定）	各分野等の長
(教育関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	副所長（職指定）	各分野等の長
(研究関係) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	副所長（職指定）	各分野等の長

別表第3（第4条関係）

個人情報の名称又は個人情報ファイル名	部署（研究部門、分野等）	個人情報を取り扱う権限を有する職員（研究部門、分野等）

別記様式第1号

年 月 日

総括保護管理者 殿
環境医学研究所長 殿

環境医学研究所保護管理者

個人情報の記録媒体、処理経路及び保管方法等に係る
点検結果について（報告）

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

個人情報が記録されている法人文書名又は個人情報ファイル名	記録媒体	処理経路	保管方法等	措置内容及び問題点

【備考】

1. 「記録媒体」、「処理経路」、「保管方法等」の各欄には、点検（定期・随時）結果の内容を記載し、「措置内容及び問題点」欄には、それぞれ点検の結果、安全管理上の措置が行われた内容を記載するとともに、併せて問題点についても記載してください。

2. 様式は、適宜、点検内容に応じて、追加してください。

総括保護管理者 殿
環境医学研究所長 殿

環境医学研究所保護管理者

個人情報の漏洩等の経緯及び被害状況等について（報告）

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

1. 事案の発生又は発覚年月日

2. 事案の経過

（誰が、どのような目的で、どこで、何をしたか等について簡潔に記入すること。）

3. 個人情報の内容及び記載項目

（漏えい等した個人情報の内容について簡潔に記入すること。また、氏名、生年月日、性別、住所等の記載項目について記載すること。）

4. 個人情報の本人の人数

（漏えい等した個人情報により識別できる本人の数を記入すること。）

5. 問題の所在

（漏えい等の発生につながった問題の所在が、個人情報保護規程に基づく措置の不履行又は履行の不十分にあった、又は同規程等の不備にあった等について記入すること。）

6. 当面の対応

（本人等への情報提供、情報の削除等の措置・依頼、情報の回収等について、記入すること。）

7. 再発防止対策

8. その他

【備考】

本報告は、各部局等において発生した個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事案が発生した又は発生したおそれがあると認められる場合に、事案ごとに作成すること。